主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人山上益朗、同西岡雄二の上告趣意は、憲法一一条、一二条、一三条、一九条、二一条違反をいう点をも含め、実質は、すべて事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五三年六月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	環		昌	_
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江	里口	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	蒸 頁